

米国の情報バリアフリーへの取組み（障害者と情報通信）

前郵政事業庁総括専門官 大寺 廣幸

1 はじめに

米国で今年6月、障害をもつ人たちが21世紀インターネット社会において希望をもち力強く生活し働くため、大きな意義をもつルールが動き始めた。そのルールは「電子・情報技術のための基準」(Standards for Electronic and Information Technology)。連邦政府のすべての省庁、関係機関が、情報通信システム構築、関連機器・ソフト購入といった調達手続きや、インターネットウェブ上での情報開示などにおいて、障害者に配慮し情報バリアフリーを可能な限り実現することを定めたものである。

このルールの狙いは、

- 1) パソコン、イントラネット、インターネットなどの情報通信機器・システムなしには仕事ができなくなっている現代の労働環境下で、障害者が不利益・不便をこうむらず、障害のない人と対等に連邦政府の各職場で働くことができるようにする。
 - 2) また、納税や許認可申請・届出などさまざまな行政手続きが電子化され、インターネットウェブ上で連邦政府の情報が公開されるなど、電子政府化の大きな潮流のなかで、障害者が不便を感じず、より積極的にこれまで負っていたハンディキャップを克服し、これによって障害者に電子政府化のメリットを享受させる。
- という直接的な狙いと、
- 3) このルールが、障害者が使いやすい情報通信

機器・システムを低コストで開発・生産・流通させるインセンティブ・トリガーとなり、米国社会全体の情報バリアフリーを促進させる。という間接的・誘導的な狙いがある。

わが国においても、旧郵政省が情報バリアフリー懇談会を設けて議論を重ね、昨年2月、関係業界の自主基準である「電気通信設備ガイドライン」の策定や字幕放送、手話放送の充実など、21世紀に向けた情報バリアフリー環境のための課題・提言をとりまとめた。情報弱者への施策、デジタル・デバイドの解消は、わが国だけでなくすべての国が取り組まなくてはならないテーマである。インターネット社会への進化が加速化・多様化する米国が情報バリアフリーのため、どう取り組んできているかをあらためて鳥瞰することは、わが国の取り組むべき方向に大きな示唆を与えるものだと考える。

2 米国の障害者の状況

米国にどれほどの障害者がいるのだろうか。

調査によって障害者の定義は異なるので、総数は明らかでないが、2つの著名な調査がある。一つは、1992年に、全米健康統計センター(National Center for Health Statistics)がおこなった全米健康インタビュー調査。もう一つは、1995年の米国センサス局(U.S. Bureau of the Census)の所得・プログラム参加調査である。前の調査では、全人口の15%、約38百万人が障害者にあたるという結果がでた。後の調査は障害者の人数はもっと多

く、20.6%、54百万人が該当。このうち約半分26百万人が重度の障害をもつとのことである。

男女での障害者の比率はどうか。

全米健康インタビュー調査のデータによれば、日常生活の活動に制約がある女性は、全女性の15.4%、男性は、全男性の14.6%。男女の数字の差は女性が長命（65才以上では女性の割合は58%）で、高齢になればなるほど障害をもつ傾向があるためだ。1995年の所得・プログラム参加調査では、障害をもつ人は、全女性の21.3%、28.6百万人、また、男性で全体の19.8%、25.3百万人という結果がでている。

では、どのような障害を米国人はもっているのだろうか。全米健康インタビュー調査の結果を表にしてみよう。

順位	障害の種類	障害者数
1	心臓病	790万人
2	脊椎損傷	770万人
3	関節炎	570万人
4	下肢異常	280万人
5	喘息	260万人
5	糖尿病	260万人
7	精神障害	200万人
8	視覚障害	1600万人
8	学習不能（知能発達の遅れ）	160万人
10	ガン	130万人
10	視力低下	130万人
12	肩・上肢異常	120万人
12	聴覚障害	120万人

障害者と所得・貧困との関係はどうだろうか。

1995年の現在人口調査（Current Population Survey: CPS）をみると、就労の機会が障害者を貧困から救う重要な条件であることがわかる。労働適齢人口階層において障害をもち働いていない

人のうち39.7%が貧困にあえいでいる。これに対し、障害をもたない人では、労働せず困窮している人の割合は15.1%である。

しかしまた、働いている人であっても、差別などによって障害者はそうでない人より所得水準が低い。1995年の所得・プログラム参加調査によれば、男女とも年収ベースで、障害をもたない人の72%しか収入を得ていない。このギャップは、障害者にパートタイム雇用の割合が多いことも理由の一つだ。しかし、フルタイムでも賃金格差はある。

平均月収の比較

（1995年所得・プログラム参加調査）

	障害者	障害をもたない人
男性	1,880ドル	2,356ドル
女性	1,511ドル	1,737ドル

3 「障害をもつ米国人法」

1990年、画期的な法律が誕生した。「障害をもつ米国人法」（the Americans with Disabilities Act: ADA）である。ADAは、米国社会が障害者を広く受け入れるため、就業、公共サービス、公共施設、電気通信の4つの分野において障害者への配慮を求めた。

- 1) 雇用・勤労環境での障害者への配慮
- 2) 連邦・州など公共機関での待遇均等化や公共輸送機関のバリアフリー化
- 3) レストラン、ホテル、スーパーマーケットなど広く人々に開放された施設のバリアフリー化

を義務づけるADAは、電気通信について、電話サービスを提供する事業者、テキスト電話機（TTY）などの聴覚・言語障害用通信補助機器を使う人たちに電気通信リレーサービス（TRS）を提供することを義務づけている。（注）TRSは、ヒアリングやスピーチに障害をもつ人たちとそう

ではない人たちとの間の、電話のやりとりを助けるサービスである。たとえば、TTYの利用者が、TRS事業者のリレーセンターにテキストを送信すると、リレーセンターの通信アシスタント（CA）が、先方に電話をかけてテキストを読み上げ、逆に相手の音声をテキストに換えてTTY利用者に送る、といったサービスである。通信アシスタントは、タイピング、作文力、読解力などの技能のみならず障害者の文化、言語、マナーの知識などをもち、守秘義務を負う。TRSの経費はどうかまかなわれているのだろうか。TRSの利用者は、リレーセンターへの電話は無料であるが、相手との間の電話のやりとりにかかる料金はTRS利用者の負担になる。ただ、この負担は、障害をもたない人が通常、通話で負う負担と同等のものに限られ、追加的な費用負担はない。TRSゆえにかかる特別のコストについては、州内サービスと州をまたがる州際サービスとで扱いが異なる。州内サービスは州の負担で、州内の電話利用者が薄く広く負担するのが一般的だ。州際サービスの経費は、州際通信サービスを提供する通信事業者が皆で資金を出し合う州際TRS基金がまかなう。この基金は現在、National Exchange Carrier Association（NECA）が管理している。

（注）TTYとは、文章をタイプライターでテキスト情報にして送信し、また、受信したテキスト情報をディスプレイ上で見る装置）

4 1996年電気通信法

1996年電気通信法は、1934年通信法の電気通信事業規制を一新し、事業者間競争の加速化、多様多様で高度なサービスの提供を可能にした。この大きな枠組みの革新の津波に飲みこまれ我が国では注目を浴びなかったが、大きな意義のある重要な条項が盛り込まれた。通信法255条である。255条は、通信機器メーカーや通信サービス事業者が障

害をもつ人に配慮すべきことを義務づけるものである。障害をもつ人たちが利用できるような機器、サービスの提供を求めているのだ。

255条に基づき、独立行政委員会である建築・運輸バリア改善委員会（Architectural and Transportation Barriers Compliance Board：「アクセス委員会」と一般的に言われている）は、連邦通信委員会（FCC）と共同で、通信アクセス顧問委員会（TAAC）を設け、通信設備・端末機器の障害者対応指針（Telecommunications Act Accessibility Guidelines）の作成を行い、1998年2月3日、指針を発表した。

また、FCCも、255条を受け1999年7月15日、規則をつくった。

規則の対象機器はネットワークの電子交換機、ケーブルなど通信事業者の基幹設備に限らず、電話機、ファックス、応答機器、ページャーなど利用者の端末機器もすべて含まれる。通信網アーキテクチャー自体も対象だ。また、サービスについて対象となるものは、基本サービスやこれに付帯するサービスで、たとえば、電話、通話保留、ダイヤル短縮、番号検索、通話モニター、発信番号識別、通話追跡、再ダイヤル、双方向音声応答（IVR）、ボイスメールなどのサービスが含まれる。

障害者が「アクセス可能な」機器、サービスとは、入出力、表示、操作などの機能が障害者に適したものをいう。たとえば、ページャーを例にあげてみよう。音声を使ってでも文字を使ってでも、メッセージを入力、再生できる機能をもつページャーは、視覚、聴覚に障害をもつ人にとってアクセス可能な機器に当たる。

では、メーカーや通信事業者は、自社の機器やサービスが障害者に対しバリアになっていることをどのようにして把握するのか。マーケットリサーチ、商品設計、テスト、実証デモ、試用などの際に、障害をもった人たちの参加も求める。障害福祉団体の協

力を得る。

このような取組みがバリア把握のチャンスになる。メーカー、通信事業者は、機器やサービスの設計、開発、組み立ての過程を通して、できるだけ早く、またつねに、機器やサービスが障害者に受け入れられるものか、使えるものかを評価すべきである。商品の設計見直し、サービスの水準アップなどのときも評価の絶好の機会だ。

製品やサービスに障害者対応の機能を組み入れることは難しくなく割高でもなければ、必ず機能を追加しなければならない。製品やサービスの一部に限って機能を追加することもありえよう。

障害者に使えるものとは、障害者がその機能を効果的に学び動かすことができることを意味する。そのため、商品・サービスの取扱い説明書、ユーザ・ガイドなどが容易に手に入り、また、技術支援ホットライン・データベース、コールセンター、サービスセンターなどの顧客サポートサービスも障害者に利用できるようになっていなければならない。

商品・サービスが障害者対応になっていないときは、特別の補助機器などを使って障害者が不便を感じず利用できるようにしなければならない。たとえば、発声に障害をもつ人には、音声・文字変換装置や文字入力・表示装置、音声カブラーなどが使えるようになっていなければならない。

商品・サービスすべてが障害者対応になっていなければならないわけではない。障害者対応機能追加が技術的に可能か、過度のコストがかかるのか、さらに、商品・サービス提供企業の事業規模はどれほどかなど、FCCは個別ケースごとに判断する。

255条に関する不服申立ては、連邦裁判所に出すことはできずFCCに対し行う。FCCへの非公式の申立てには、申立て者の名前・住所、メーカー・通信事業者名・住所、対象商品・サービスの

詳細、商品・サービス購入・利用年月日、不服事由、改善要望の内容、メーカー・通信事業者からの応答手段を明らかにしなければならない。FCCに対する公式の不服申立ては、関連企業との間で誠意をもって問題解決に努めたあと初めて行うことが可能になる。

ちなみに、FCCへの非公式の不服申立ては、メーカー・通信事業者にあらかじめ接触してから行う必要はないが、メーカー・通信事業者は、消費者窓口を明らかにしておかななければならない。FCCのウェブサイトでもその情報は閲覧できる。(<http://www.fcc.gov/cib/dro>)

255条違反に対しては、FCCは、障害者に適合する機能を商品・サービスに付加するよう命じ、違反の程度が著しいケースには課徴金（電気通信事業者に対してのみ）、免許取消といったペナルティを課すこともできる。

5 リハビリテーション法508条

1980年代前半までは、コンピュータを扱うことができる障害者にとって、ある意味でコンピュータ操作は一般的に簡単であった。目に障害をもつ人も、障害をもたない人と同じワード処理ソフトを使うことができた。コンピュータのモニター画面を目で追うかわりに、「スクリーン・リーダ」と言われる支援技術を使って、合成音声でモニター画面のテキストを読む。はじめの頃、ワードプロセッサを使っていた人は誰もキーボードを使ってソフトと交信していた。ドキュメントを印刷するため、キーボードの「コントロール」と「P」のキーを同時に押す。このレベルでは、コンピュータ操作に関しては、目に障害があることはハンデではなかったのだ。

ところが、技術が複雑化・高度化するにつれ、障害をもたない人にとってコンピュータ操作を容易にする工夫が、障害をもつ人には障壁になるケー

スも増えてきた。たとえば、マウスを使って「ポインティングとクリック」で指示を与える方法を用いるソフトは、アイコンが見えない人にとってはアクセス不能なものだ。このバリアをとりのぞく方法は簡単で安価だが、アクセシビリティを確保するには少しばかりの配慮が必要なのである。ワード処理ソフトに、印刷する際、「コントロール・P」のキーを押す方法とプリンタ・アイコンをクリックする方法のいずれかを選ぶ機能があれば、目に障害をもつ人もそうでない人も、印刷に関してはなんら差違がなくなる。

しかしながら、多くの連邦政府機関では、情報通信分野において障害をもつ人のアクセシビリティへの関心が薄く、この結果、障害者の就業の機会が損なわれてきた事例もあった。

このような状況を背景として、1998年労働力投資法（Workforce Investment Act of 1998）で、リハビリテーション法508条が改正された。この改正では、技術アクセシビリティ基準に強行性、拘束力をもたせ、政府調達においてはこの基準に従うようにした。具体的には、

- 1) 連邦政府機関は、ウェブサイト、電気通信、ソフトウェア、ハードウェア、プリンタ、ファックス、コピー機、情報キオスクなどの電磁・情報技術（electronic and information technology: EIT）を調達・開発・維持・利用するとき、障害をもつ職員も障害をもたない職員もなんら差別なく同等に情報やデータにアクセスできるようにする。もちろん、妥当とはいえぬ障壁（undue burden）があるとき、つまりアクセシビリティを確保することが相当困難でコスト増（significant difficulty or expense）になる場合は例外だ。
- 2) また、連邦政府機関に情報やサービスの提供を個人が要請する場合は、障害の有無で差別されることがない。
- 3) アクセシビリティ委員会は、電磁・情報技術（EIT）

を定義し、EITへのアクセシビリティの技術的・機能的な性能基準である「電子・情報技術のための基準」（Standards for Electronic and Information Technology）を策定・公表する。

- 4) この基準は、連邦政府機関が製品・サービスを調達する際に遵守すべき一般ルールである連邦取得規則（Federal Acquisition Regulation: FAR）に組み入れる。また、FARがカバーしない機関であっても、この基準が各々の調達規則に盛り込む。

- 5) さらに、基準遵守に関し異議申し立ての手続を定め、また、司法長官は、大統領、連邦議会に対し、EITが障害者に対しアクセスできるものになっているか否か、2年に1回、報告書を提出する。

アクセシビリティ委員会は、昨年3月、「電子・情報技術のための基準」（Standards for Electronic and Information Technology）の素案を公表した。この案は、98年9月設立の、関連産業界や障害者福祉団体の代表、さらに学識経験者など27名をメンバーとする電磁・情報技術アクセシビリティ顧問委員会（EITAAC）でつくられたものである。商務省、国防総省、教育省、司法省、FCC、総務庁などの連邦政府機関は、オブザーバーとして議論に参加した。

100をこえる意見が、連邦政府機関や州、産業界、障害福祉団体、教育研究機関、個人から寄せられた。この基準は、これらの意見を参考にし修正をくわえ昨年12月確定版が公表され、本年6月施行された。この基準に基づき、連邦取得規制協議会（Federal Acquisition Regulatory Council）は、連邦政府機関が製品・サービスを調達する際に遵守すべき一般ルールである連邦取得規則（Federal Acquisition Regulation: FAR）を改正した。また、FARがカバーしない機関であっても、この基準の趣旨が各々の調達規則に盛り込まれた。

「電子・情報技術のための基準」は、連邦政府

機関を拘束する。妥当とはいえぬ障壁（undue burden）があるとき、つまりアクセスビリティ確保が相当困難でコスト増（significant difficulty or expense）になる場合、基準を守る必要はないが、その理由をあきらかにしなければならない。もちろん、1996年Clinger-Cohen法にいうような国家安全保障上の点から国防指令システム、兵器、情報・暗号システムなどには基準は適用されない。民間セクターは、連邦政府機関のための技術開発、売買・請負契約に関しては基準に拘束される。しかし、たとえ連邦政府から補助金等の資金を得ていても、それだけの理由では民間セクターは基準を守る義務はない。民間企業への期待としては、商品設計・開発にこの基準がガイドラインとなって取り入れられ、結果的に障害者のアクセスビリティが向上することである。

この基準にいう電磁・情報技術（EIT）は、1996年Clinger-Cohen法で定義するEITと同義で、「情報技術」は、「機器と、機器が相互に接続されたシステム・サブシステムをさし、データや情報を、自動的に取得・蓄積・操作・管理・作動・コントロール・表示・交換・互換・伝送・受領するとき用いられるもの」をいう。EITの具体的なイメージは次のようなものである。コンピュータのソフトウェア・アプリケーションやOS、ウェブ上の情報・アプリケーション、通信ネットワークの設備・

装置、ビデオ・マルチメディア製品、情報キオスクなどのスタンドアロン型装置、そしてコンピュータ。さらに、障害者が日常、情報通信のアクセスに使うアダプター機器も含まれる。

アクセス委員会は、技術製品、システムが「アクセス可能（accessible）」かどうかを決める技術的、機能上のパフォーマンス基準を明らかにしている。障害者にとってアクセス可能な情報技術システムかどうかは、人間がもつ様々な知覚や機能の中で、ただ一つの知覚や機能だけに頼ることなく、様々な方法でそのシステムを使うことができるかどうか、が判断基準だ。例をあげてみよう。音声形式でしか表示されないシステムは、耳に障害をもつ人にはアクセス可能とはいえない。コンピュータ・マウスを用いてしか指示を出せないシステムは、腕や手に障害があったり目に障害があったりしてマウスを上手に操作できない人にはアクセス不能のシステムだ。仮にシステムそれ自体はアクセス可能と認定されても、また、強調すべき情報の部分を識別するためカラー化するだけでは、目に障害をもつ人には判別できないので不十分である。個々の障害者には、それを使いこなすための特別のソフトや補助機器が必要になる場合もある。たとえば、アクセス可能なワード処理プログラムを用いるため、目が見えない人には、テキストを読み上げる追加ソフトが必要である。

項目	必要とされる条件
ウェブ上の情報	視覚に障害をもつ人のアクセスが確保されること。コンピュータスクリーン上の情報を自動的に変換し音声化するスクリーン・リーダーや書換えができる点字ディスプレイが関連製品としてあげられることができる。
通信機器	主として聴覚に障害をもつ人のアクセスが確保されるよう設計されること。
マルチメディア機器	テレビチューナにキャプション・デコーダや副次音声チャンネルの機能を付加すること。
スタンドアロン機器	ユーザの補助用のソフトがはじめから付加され、あるいはそのソフトの追加が簡単にできるように設計されていること。
デスクトップ・ポータブル機器	キーボードその他機械的に操作できるコントロール機能、タッチスクリーン、生物測定的個人識別機能があること。

6 障害者などの弱者とインターネット

今年3月、ブルガリアの首都ソフィアで開かれたInternet Fiestaで発表されたMichael R. Burksの「Economic Factors Involved with Universal Internet Access and People with Special Needs _ A Working Paper」を参考に課題などを整理してみよう。

6.1 はじめに

インターネットのアクセスについて多くのことが語られている。特別のニーズをもつ人たちの経済的課題は何か。インターネットに低廉にアクセスできること、過疎地域でも安価にアクセスできること、といった誰もが直面する一般的な課題がある。しかし、経済的課題の多くは、障害をもった人にとって一層深刻だ。世界の多くの地域では、障害者はアクセスできず取り残された状況にある。

論点をまず列挙してみよう。

コミュニティ技術センターや図書館のようところを通じてアクセスでき、特別のニーズをもった人たちに配慮が払われインターネット利用から排除されないということをいかに確保するか。

平均所得からはるかに低い所得の人たちのインターネット利用を実現するため、ソフトウェア、ハードウェア、アクセス費用負担などをどう考えていくか。特別のニーズをもった人たちが社会から隔離されている現状をどう打開すればよいのか。彼らにユニバーサルアクセスの機会を提供するにはどうすればよいのか。

インターネットは特別のニーズをもった人たちが社会の構成メンバーとなり自立するため役立つのか。高齢化社会になればなるほど、このような人たちは増える。

障害者のインターネット利用者を支援するにはどのような課題を克服しなくてはならないか。費

用をいかにまかない、インターネット上の数限りない利用資源を活用するにはどうすればよいのか。

6.2 一般的なアクセスの課題

6.2.1 通信料金等

特別のニーズをもった人たちのインターネット・アクセスを難しくしている障壁の一つは通信料金の高さである。特に農山村や離島などに住む人はそうである。カンザス州では、すべてのインターネットサービスプロバイダー（ISP）の電話番号を登録しその番号にアクセスする場合、遠距離料金を均一にする施策がとられている。なかなか興味深いモデルである。また、多くの場合、インターネット・アクセス自体が課金の対象になっており、これもインターネット・アクセスを難しくしている。また、真に必要な情報にたどりつくまで相当の時間、インターネットの大海をサーフィンしなければならず、これも課題だ。やはり、多くの国、地域で行われている障害者への公的補助の枠組みをインターネット・アクセスにも拡大適用することが求められよう。

6.2.2 プロバイダー・アクセスの課題

目に障害をもつ人にとって、申込みフォームの書込みができず登録が阻まれるケースも多い。登録手続自体はスクリーンリーダで読めない場合もあり、家族などの手助けが必要だ。この実態を詳しく調査すべきであろう。

聴覚や発声に障害をもつ人にとっては、これらの人たちとのやり取りの用意がなく専門のスタッフもいないプロバイダーと連絡することは難しい。電気通信リレーサービスを使わざるをえないが、このサービスを利用しても複雑な技術サポートには限界がある。チャットや電子メールなどにより直接、技術スタッフと連絡がとりあえる仕組みが必要だ。

6.3 経済的な課題

米国では特別のニーズをもつ人が約5千4百万人いるが、この数は高齢者の増加で一層増える。高齢化の課題と障害者の課題とは今後さらにオーバーラップしてくるであろう。米国では、このような特別のニーズを持つ人の可処分所得はアフリカン・アメリカンとヒスパニックの全人口のそれを上回ると言われる。比較的所得が高く障害をもった高齢者層を対象に、民間セクターで介護ビジネスが生まれてきているが、しかし、これは限られた人々を対象としており、やはり、公的支援が必要な人々をどう救済するか、という課題は残る。

6.3.1 インターネット・アクセス

障害者のインターネット・アクセスにかかるコストをどうまかなうか、について、さまざまな対策が考えられる。現実的な解決策は、コミュニティの技術センターや図書館にインターネット端末を設置し誰もが利用できるようにする、あるいは、自動車に端末を積んで障害者の自宅や老人ホームなどを訪問する、というアイデアがある。

6.3.2 障害者のサポート

障害をもった人がインターネットを活用するため、たとえば、電気通信リレーサービスセンターの機能を拡充するアイデアが現実的である。当然、技術支援ができるスタッフをセンターに配置することが重要だ。

6.3.3 ソフトウェア

障害をもつ人を支援するソフトウェアはコストがかかるのが一般的だ。しかし、ここ数年、音声入力、スクリーンリーダ、合成音声ソフト付きブラウザ、スクリーン上のタッチ式キーボードなど

は、相当低廉になってきている。なお、これらのソフトのアップグレード化のコストへの考慮も必要である。

6.3.4 ハードウェア

障害者向けの特別仕様のハードウェアの価格は急激に下がってきている。しかし、やはりこれらのハードが高すぎて手が届かない人も数多くいる。現実的解決策は、コミュニティの技術センターや図書館にハードウェアを置いて利用してもらったり、ハードウェアを自動車に積んで自宅などへ巡回する方策であろう。

6.3.5 財政支援

米国では、連邦政府のメディケイド、メディケアのほかさまざま障害者支援プログラムがある。各州でも技術支援プロジェクト、リハビリテーション施策、州機器購入ローン基金、障害者教育サービスなどがある。また、大学などの教育機関、慈善・宗教団体、コミュニティのさまざまなボランティア組織、そして企業関連の財団・基金が財政支援に積極的に乗り出している。この財政支援で忘れてはいけないことは、介護・支援機器の購入も大切だが、それを使いこなす障害者自身やそのまわりの人々への訓練・教育への配慮である。また、ハードウェア、ソフトウェアの発達進歩は日進月歩でハード、ソフトのアップグレード、更新にどう取り組んでいくかである。

6.4 その他の課題

インターネットのアクセスビリティでよく取り上げられる話題は、ウェブサイトとHTMLの問題である。ウェブサイトを立ち上げることは障害者自身やその関係団体が情報発信の拠点をもつことであり、また、これらのウェブサイトがさまざま異なる障害をもつ人々からアクセスできる

よう工夫をすることは大切なことである。World Wide Web Consortiumは、この関連の情報を多数集めており参照に値すると思う。

(<http://www.w3.org/WAI>)

また、仕事をしていく上でインターネット、イントラネットは不可欠な存在になっている。障害の有無にかかわらず労働条件の均等化のため、これらのネットとのインターフェースが100%確保されるよう努力が払われるべき時代になっているのである。

6.5 特別のニーズをもった人たちのインターネット・アクセスを確保する利益

雇用の確保により障害者自身が自らの負担でインターネット・アクセスのコストを負担できるようになる。そして、障害者が自律することで、社会全体としては支援・介護にかかるコストを軽減することが可能になる。アクセス可能な情報の増加で、プロバイダー自身の支援の負担が軽くなる可能性が高くなる。また、そのプロバイダーを利用するユーザ数の増加につながる。障害者を雇う使用者側にとっては、従業員の生産性が上がり、また、従業員を雇用する選択肢が増える効果も期待できる。そしてなによりも障害者にとっては、より条件のよい雇用の機会が増え、さまざまな情報・サービスを得る機会が拡大する。人間として当然の尊厳を回復し、自立し、社会に能動的に参加できるのだ。

7 終わりに

米国の障害者に対する情報バリアフリーの取り組みは、わが国よりはるかに先を歩んでいる。たとえば、FCCも、電気通信リレーサービスの実現などを手始めに、アクセス委員会や司法省などと協力し、情報バリアフリー政策を進めてきた。1999年11月には、FCC内の消費者行政を総合調整し推進するため、消費者情報局 (Consumer Information Bureau: CIB) が新設された。この局

の大きな目的は2つある。

- 1) 通信分野の競争促進の結果、新規の通信サービス会社や多種多様なサービスの出現という果実を消費者が十分に享受するため、消費者にいろいろな情報を提供すること
- 2) FCC内のさまざまな部局に分かれていた消費者相談窓口、広報、苦情申告を集約化すること

このCIBの内部組織として、局総務室、消費者教育室、消費者情報ネットワーク課、戦略情報室などとともに、障害権利室 (Disabilities Rights Office: DRO) が設けられた。障害をもつ人たちを専ら対象とする組織は初めてである。全米5千4百万人の障害をもつ人たちが障害をもたない人とかわることなく通信サービスを受けることができるようにすることが使命だ。

しかし、IT社会において障害をもつ人たちが不利益を被らず、障害をもたない人と同じく生活し仕事ができるようにするための取組みは、なお、スタートしたばかりだと言えよう。

この6月に施行されたりハビリティーション法508条に基づく「電子・情報技術のための基準」 (Standards for Electronic and Information Technology) について見ると、連邦政府機関が確実に遵守しているかという点、どうもそうではないようだ。この4月に司法省は、数千の連邦政府機関のウェブサイトを調べた結果を発表した。目に障害をもつ人への光明となるスクリーンリーダに対応できるよう措置したところのごくわずかにとどまった。また、インターネット上の図表を、目に障害をもつ人に容易に理解してもらえるよう文章の解説を付加する取組みを実施していないところは、3分の1以上の数にのぼった。

また、民間セクターについて見ると、視覚障害者の団体などが裁判外の紛争処理手続や提訴後の和解を通じて、たとえば、AOLが視覚障害者の

団体との和解に応じスクリーンリーダに対応できるようにソフトウェアを変更したり、Bank of Americaが視覚障害者対応のATMやウェブサイトの設置するなど、一定の成果をあげている。しかし、今のところ、個別の障壁の排除にとどまっているのが現実だ。AOL訴訟で注目された、『サイバースペースも「障害をもつ米国人法」でいう「レストラン、ホテル、スーパーマーケットなど広く人々に開放された施設」に当たる。』という司法判断はまだ明確になされていないようである。

世論調査で有名なハリスが調べたところ、障害をもった人はそうでない人の2倍もインターネットをサーフィンし電子メールを使っているとのことである。障害者の2人に1人が、インターネットによって生活の質が著しく向上したと答えている。

わが国も、インターネット社会のデジタル・デバイド（情報強者と弱者との格差）の解消、情報バリアフリーのための高齢者・障害者対策に本格的に取り組むべきであると思う。